

<営業時間短縮等の要請にご協力いただいた事業者様>

①滋賀県営業時間短縮等の要請に係る協力金（県）

【再受付】の実施について

滋賀県のまん延防止等重点措置および緊急事態措置に係る要請にご協力頂きました事業者の皆様に対して、対象期間毎に協力金の給付申請を受け付けておりました。

各期に期限を設けて申請受付を行っておりましたが、県内で初めての協力金の給付申請であり、要請に応じていただいた事業者様の中には、期限内に申請できなかった方がおられることも想定されるため、今回、次のとおり申請の再受付を実施することとしました。

対象期間：

- ・(第1期) まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日）
- ・(第2期) 緊急事態措置分（8月27日～9月12日）
- ・(第3期) 緊急事態措置分（9月13日～9月30日）

再受付期間： 令和3年11月16日(火)12:00～11月30日(火)23:59まで

※各期とも、申請再受付は、原則電子申請の受付となります。

※各期とも、募集要領や提出書類は従来の内容と同様で、提出期限のみ読み替えます（申請に当たっては、各期のページに添付している従来の様式をご利用ください。）。

※既に当該協力金の申請番号をお持ちの方は、その番号を使用して申請願います。なお、給付済みの事業者および店舗追加を希望する場合は、新規での申請となり再受付分としての審査となります。

※申請の審査は、通常期間内の申請受付分を優先して行いますので、再受付分の給付時期は遅くなります。予めご了承ください。

【お問い合わせ先】

- ・滋賀県時短協力金コールセンター TEL:0570-666-323
(協力金の申請手続きに関すること)
- ・滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター TEL:077-528-1344
(まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること)

【ホームページ】

滋賀県営業時間
短縮等の要請に
係る協力金HP



<売上が減少した事業者様>

②月次支援金（国）

給付対象者: 近隣府県等や県内での緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等

給付対象月: 8、9月（月ごとに支給）

申請受付期間: 2021年 9月1日～10月31日（8月分）

2021年10月1日～11月30日（9月分）

2021年11月1日～2022年1月7日（10月分）

給付額:（前年または前々年の基準月の売上）－（2021年の対象月の売上）

※上限額: 中小法人等20万円/月 個人事業主等10万円/月

【お問い合わせ先】

月次支援金事務局相談窓口（経済産業省） TEL:0120-211-240

月次支援金HP
（経済産業省）



<営業時間短縮等により売上減少の酒類販売事業者様>

③滋賀県酒類販売事業者支援金（県）

支給対象者:

緊急事態措置・まん延防止等重点措置による酒類の提供停止を伴う休業要請や営業時間短縮要請に応じた飲食店との取引がある酒類販売事業者で、支給対象月と同月（8月分・9月分）に係る国の月次支援金の給付を受けている者

支給対象月: 8月および9月 ※月ごとに支給

申請受付期間

8月分: 令和3年10月1日～11月30日

9月分: 令和3年10月15日～12月31日

支給額: 以下の①または②のいずれか小さい金額

①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上（70%未満）減少
中小法人等: 上限20万円/月、個人事業主: 上限10万円/月

イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で70%以上（90%未満）減少
中小法人等: 上限40万円/月、個人事業主: 上限20万円/月

ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で90%以上減少
中小法人等: 上限60万円/月、個人事業主: 上限30万円/月

②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額

【お問い合わせ先】

滋賀県酒類販売事業者支援金コールセンター TEL:0570-005-530

酒類販売
事業者支援HP



<売上が減少した事業者様>

④滋賀県事業継続支援金（県）

給付対象: 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて売上が減少した県内中小企業者等

給付額: 中小企業等: 20万円 個人事業主: 10万円
※第1期から第3期まで併給可

【お問い合わせ先】 滋賀県事業継続支援金コールセンター TEL:0570-200-575

事業継続
支援金HP



【第3期】

申請要件: 以下の①または②のいずれかに該当する県内中小企業事業者等

- ①令和3年9月または10月のいずれかの月の売上が令和元年または令和2年の同月と比較して50%以上減少した者
- ②令和3年9月と10月の売上の合計が令和元年または令和2年の同期間と比較して30%以上減少した者

申請受付期間: 令和3年11月1日～令和3年11月30日 ※第1期および第2期との併給可能

<融資を必要とされる事業者様>

⑤短期事業資金(コロナ枠)（県）

◆国や県が交付する新型コロナウイルス感染症関連の補助金等が交付されるまでの短期間に資金が必要となる場合に利用可能

◆当初、借入にかかる保証料の負担は不要(保証料を県が全額負担)

【借入申込先およびお問い合わせ先】 各県制度融資取扱金融機関

短期事業資金
セーフティネット資金HP



⑥セーフティネット資金(コロナ新規枠・コロナ借換枠)（県）

◆借入希望額が4,000万円以内で、伴走支援型特別保証を受けることができる場合に利用可能

◆セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用を受けた中小企業者等が一定の要件を満たす場合、国から保証料補助を受けることで実質的に保証料率を年0.2%にできます。

【借入申込先およびお問い合わせ先】 各県制度融資取扱金融機関

※その他滋賀県の融資制度については上記QRコードを読み取るか「滋賀県 コロナ融資」で検索

ワンストップ相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者のみなさまを対象に、行政書士が電話相談・訪問支援を行います。(相談無料)

電話番号:077-525-5670

利用時間:9:00～17:00(土日・祝日を除く)